

天草不知火海区漁業調整委員会
第371回議事録

令和2年（2020年）12月15日開催

第371回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020年)12月15日(火)午後2時から
- 2 開催場所 県庁本館 8階 801会議室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎 佐々木倫一
友村喜一 山口秀康 福田靖 横田政司 鎌賀泰文
(欠席委員) 桑原千知 内野明德 山田豊隆 藤木美才
(天草広域本部水産課) 主幹 岡田丘 技師 丸吉浩太
(漁業取締事務所) 船長 松井賢二 技師 松村俊
(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 松尾竜生 参事 香崎修 参事 高日新也
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明

4 議事次第

(1) 議題

- 第1号議案 漁業の許可の有効期間について(諮問)
- 第2号議案 漁業の許可又は起業の認可基準について(諮問)
- 第3号議案 現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について(諮問)
- 第4号議案 たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)
- 第5号議案 熊本県資源管理方針の改定について(諮問)
- 第6号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」「まいわし」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)
- 第7号議案 アサリの採捕制限に関する委員会指示の廃止について(指示)
- 第8号議案 全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止について(指示)
- 第9号議案 しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止について(指示)

(2) 報告

- 1) 海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程について
- 2) 九州ブロック会議に係る書面決議について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第371回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中11名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第371回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

(江口会長)

皆さん、こんにちは。

それでは、ただ今から第371回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

新型コロナウイルスが、中々収束しない中の会議となりますので、目途として約1時間程度での開催を考えておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

事務局の方もスムーズに進行するよう説明等をお願いします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 友村委員と山口委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のために、スムーズに進行できるよう皆様の御協力を御願います。

議長

それでは議事に入りたいと思いますが、事前に水産振興課より、議題(1)の第1号議案「漁業の許可の有効期間について」から第4号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」までは、関連した内容であり、前回の委員会で照会された内容でもあることから、各議案の説明は、まとめて行いたいとの提案がっております。

また、水産振興課からの説明の後、質疑応答についてもまとめて行い、審議については、議案毎に行いたいと思います。

それでは、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

前回の本委員会の冒頭でもお断りをさせていただきましたが、本日の第1号議案から第4号議案にかけましては、前回の本委員会にて「照会」という形でご意見を伺わせて頂き、異議ない旨の御回答を頂いておりますが、本来であれば、根拠となる熊本県漁業調整規則に基づく「諮問」という形でご意見をお伺いする必要がございました。

ただ、漁業調整規則の改正作業を進める中で、漁業法が施行され

る前日の11月30日に公布、12月1日に施行というスケジュールが想定され、かつ、第1号議案から第4号議案にかけましては、漁業法が施行される前までに作業を進めなければならない事案であったことから「諮問」ではなく「照会」という形でご意見を伺わせて頂きました。

今回、11月30日付けで改正された漁業調整規則が公布、12月1日付けで施行されましたことに伴い、本来の規則に基づく「諮問」という形で、改めて手続きを行わせて頂きたいと思っております。

また、議案の内容につきましては、前回の委員会にて異議ない旨ご回答を頂きました内容と同一であることから、説明につきましては、まとめて概要のみとさせていただき、その後、各議案毎に御審議頂きたいと思っております。

それでは、説明に入らせて頂きます。

資料3ページを御確認ください。

第1号議案の許可の有効期間についてです。

許可の有効期間につきましては、改正漁業法では許可の有効期間が5年を超えない範囲内と規定されたため、改正後の熊本県漁業調整規則においても、同様に5年を超えない範囲内と規定しています。

しかしながら、改正漁業法により、毎年の実績報告が必要になることや、公示に基づき幅広く許可の希望者を募ること等の改正が行われていることから、従来どおり、現在の許可の有効期間毎に、許可を必要とする者を確認するとともに、必要に応じて許可枠を見直していくことが適当であると考えています。

そのため、将来的に5年へ移行することを踏まえて、引き続きこれまでの有効期間での運用を継続していきます。

また、許可の有効期間の途中で新規許可を行う場合についても、漁業調整上、現在と同様に、同一の漁業種類についてはその満了日をすべて同一の期日にあわせる形にします。

続きまして、資料5ページを御確認ください。

第2号議案の漁業の許可又は起業の認可基準についてです。

今後は、許可を行う際は、制限措置として、許可する数を公示することとなりますが、公示した数を超える申請があった場合は、この基準に基づき、許可する者を定めることとなります。第3の許可等の基準が順位付けをしている箇所となりますが、順位付けの考え方としては、当該漁業への依存度を考慮しております。本県の漁業者の場合、いくつかの漁業種類の許可を保有し、時期毎や漁獲対象種の来遊状況等によって、許可を使い分けて操業している実態が多く、一つ一つの

許可への重要度が高い、と考えています。そのため、現在主として当該漁業を営んでいる方が引き続き漁業を営めるよう、現在許可を保有している者が最も優先的に許可される順序としています。

なお、本基準はあくまでも公示した数を超える申請があった場合の許可基準となりますが、公示する数については、その都度、事前に関係漁協に状況を確認した上で、新規就業の要望があれば、その数も踏まえて設定したいと考えています。そのため、新しく漁業を始めたい、という方の就業の機会を逃すことがないよう、対応していきたいと思えます。

続きまして、資料7ページを御確認ください。

第3号議案の現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置についてです。

改正漁業法が施行される前に許可されたものについては、漁業法附則第8条により、改正漁業法に基づく許可を受けたものとみなされますが、現在許可している漁業については、その制限措置が明らかでないため、この規定を適用するにあたり、その制限措置の内容を定め、公示する必要があります。

なお、本県の場合、許可のパターンが約800種類におよび、膨大な資料になりますので、前回の委員会と同様に、流し網の例の一部のみを添付しておりますが、本公示につきましては、あくまでも許可を受けている方が施行時に許可を受けたものとみなされるために必要な手続き、という位置づけとなります。

続きまして、資料10ページ及び11ページを御確認ください。

第4号議案たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間についてです。

こちらは、第3号議案の制限措置の公示とは異なり、実際に募集をかける内容となります。

10ページに不知火地区の公示内容、11ページに天草地区の公示内容の一部のみを抜粋した形でございますが、示しております。

たこつぼ漁業につきましては、令和2年2月28日に許可の有効期間を迎えますので、引き続き、許可を行うために、制限措置及び申請する期間を定めて公示する必要があり、12月8日付けで公示を行っております。

以上、御審議の程、よろしくお願い致します。

議長

どうもありがとうございました。ただ今、水産振興課から、第1号議案から第4号議案まで、説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは特に無いようですので、これより議案毎の審議を行います。

まず、第1号議案「漁業の許可の有効期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、「特に意見なし」と答申します。次に、第2号議案「漁業の許可又は起業の認可基準について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、「特に意見なし」と答申します。次に、第3号議案「現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、「特に意見なし」と答申します。次に、第4号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については、「特に意見なし」と答申します。続きまして、議題の第5号議案「熊本県資源管理方針の改定について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。

熊本県資源管理方針の改正について御説明させていただきます。

資料は14ページ目以降になります。

熊本県資源管理方針につきましては、TACの対象となる特定水産資源の管理の手法などを定め、12月1日に施行したところです。

今後、この方針に基づく資源管理を実施していくこととなりますが、現在のところ、策定した方針の中では、具体的な魚種の記載を行ってはいません。

そこで、今回は、来年1月1日から新たな管理年度が始まる「まあじ」及び「まいわし」の資源管理の方法について、諮問させていただきます。

資料18ページにてご説明をしますのでご覧ください。

「まあじ」につきましては、これまで「若干」という配分でありましたが、来年1月1日からも、その取扱いとほぼ同様の「現行水準」という配分になる予定です。

そこで、本県では、管理区分を細分化せず、第2の1のとおり、熊本県まあじ知事管理区分として、県全体で漁獲量を管理していく形とします。

なお、「現行水準」は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理という意味ですが、具体的な数量による漁獲可能量ではないため、法第33条に基づく採捕の停止の適用はありません。

この運用につきましては、②において、漁獲量報告の対象者を漁業種類別に規定しています。

中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業、定置漁業に続きまして、オで「熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業」、としています。

このオにつきましては、簡潔に言うと「その他」のことで、これを盛り込むことで、熊本県内を根拠地とする漁業者がまあじを採捕した場合は、どこに水揚げしても、全て報告をいただくこととなります。

この記載につきましては、本県の場合、一本釣りや刺網等、個人で操業される漁業者が多く、毎月の報告は漁業者や漁協職員の負担につながりますので、国の全国一律にやっていく、という指導の中、ギリギリのタイミングまで、国と必要性の協議を進めてきたところです。

この協議の結果としましては、今後様々な魚種がTAC管理に移行していく、という水産改革の大きな流れがある中で、この漁獲量報告は、本県にとっても今後ますます重要になっていくものと捉え、この形で整理した次第です。

報告のタイミングにつきましては、中段の(2)ですけれども、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとしておりますので、初回につきましては、来年2月10日までに報告をいただくこと

となります。

今後、報告の方法等について、各漁協や漁業者の皆様に、周知を図ってまいりたいと思います。

第4では、現行水準で管理を行う際に必要となる、漁獲努力量の規定をしています。

今回設定する努力量は、表にある4つの漁業種類につきまして、船舶の隻数や漁具の数を設定しており、その上限は、許可の定数または現在の免許の数としております。

これにより、現在許可や免許を持っている漁業者はすべてこれまでどおりの操業が可能になるとしています。

まいわしにつきましても、まあじとほぼ同様の管理手法をとっていきたいと考えております。

水産振興課からは以上です。御審議のほどお願いいたします。

議長

はい、どうもありがとうございます。

ただ今、水産振興課から、第5号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

脇島委員

はい。

議長

はいどうぞ。

脇島委員

漁業種類関係が4つありますが、その他の流し網、一本釣りに関しては、その報告は行わなくても良いということですか。報告義務は。

水産振興課

はい。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

今の御質問につきましては、一番下の表ということでよろしいでしょうか。

脇島委員

はい、4漁業種類書いてあるところです。

水産振興課

一番下の表につきましては、漁獲努力量の規定をこの4つに限定しておりますので、その他の漁業種類につきましては、努力量の規定はありません。

脇島委員

分かりました。

議長

佐々木委員。

佐々木委員

はい。2番のオの報告の件ですけれども、これは、この前もちょっと聞いたんですが、全部出すということですか。個人個人の分も全部出すということですか。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

オにつきましては、その他ということで、自由漁業も含めまして、すべての漁業種類、漁業者の方々には、報告をいただきたいという規定となっております。

議長

はいどうぞ。

佐々木委員

熊本県の枠というか、熊本県に水揚げされるマアジの量は、全国的に見れば微々たるものです。それを、個人個人で出せば、漁協職員の事務が増えていく。牛深の場合は350人ぐらい一本釣りとか棒受網とかがいますが、一人一人の漁獲量を出していくというのは、漁協職員としても膨大な事務になるわけですよ。できれば、水産庁と話し合った結果でしょうけれども、業種別組合とかでまとめたの報告にしていけないと、ほんとにもうこれやっていけないんじゃないかな。うちも職員と話しましたが、漁業種類で出すのであれば、簡略化できると。ただ、牛深の場合は、漁業者が多いので、それを一人一人管理していくのは、ちょっと無理ではないかという話も出ています。そのあたりをもう少し考える余地がないのか。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

御指摘のとおり、漁協の職員の皆さんの御負担になるということで、今後なるべく漁業者の報告が簡素化できるように様式を定めたり、また、今後展開されるスマート水産業における、例えばアプリを用いた漁獲量報告により、漁業者、漁協職員の負担を軽減するようなことを進めてまいりたいと思います。

議長

どうぞ。

佐々木委員 水産庁は資源管理ということで動いていますが、実際、漁業法が改正されていく中で、熊本県の漁獲量はそんなにあるわけではないから、そこまでする必要はあるのかなと。現場の立場で言うとそうです。熊本県全体の枠で作った方がしやすいのではないかと私は思います。今から、検討の議題にしてもらえればと思います。

議長 他にございませんか。

鎌賀委員 はい。

議長 はいどうぞ。

鎌賀委員 特定水産動植物の名称について、マイワシの方は対馬暖流系群となっていますが、マアジの方は対馬暖流系群とか分けて資源評価されていませんと思いますけど、このあたりの関係を教えてください。それと、系群そのものを付ける必要があるのかどうか教えてください。

議長 事務局。

水産振興課 御指摘のとおり、マアジについては、魚種名のみ。マイワシについては、系群の記載をしております。これについては、国が定めている特定水産資源の名称ということで、マイワシについては対馬暖流系群を付けて国の方で整理されています。よって、魚種イコール特定水産資源ということではなく、それぞれ細分化した取扱いに合わせて使い分けています。

議長 はいどうぞ。

鎌賀委員 マアジも系群2つ分けて資源評価されていると思いますけれども、なぜ、マアジは分けて標記しないのか。

水産振興課 マアジにつきましても、この点につきましてはあらためて確認させていただきたいと思います。

議長 他にございませんか。

議長 私から質問して良いですか。

ちょっとお尋ねしますが、遊漁船については漁獲報告をしなくて良いということか。漁業者だけなのか。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

国の遊漁についての取扱いについては、これまでも国と議論を進めているところでございますけれども、国の方針としましては、遊漁に対しては、協力をお願いするという事で、漁獲報告等については求めないということになっております。今後、資源管理を行う上で、遊漁者が漁獲する者も重要になってきますので、このあたりについては今後国と協議していくということでございます。

議長

漁業者より遊漁船の方が、餌や道具が良いので、遊漁者の方が水揚げが多いのよ。

水産振興課

はい。

議長

はいどうぞ。

水産振興課

水産振興課です。

遊漁につきましても、採捕していますので、漁業者の方のみとなれば、資源管理としてはおかしなことになるのかなと思います。

遊漁者の方々に関しては、漁業者による管理と歩調を合わせていくということで水産庁の方でも整理されており、本県としても同様に認識しております。

クロマグロについては、先行して管理をしているところです。遊漁者の方々に関しましては、採捕の調査をされていたり、情報発信により、ホームページ等により遊漁者の方々に啓発を行ったりされています。

先程も説明した通り、遊漁者の方々に対しては、アプリを開発したり、個人で報告する開発も検討されおりますので、そういった中で、国は漁業者及び遊漁者と協議しながら新たな仕組みについて進めてまいりますので御理解いただき御協力いただければと思います。

議長

はいどうぞ。

佐々木委員

今、遊漁の話が出てきましたが、牛深は地方卸売市場になって、遊漁者も水揚げしている状況です。それについても水揚げをしているか

ら報告をしなければならないということか。

水産振興課

遊漁者の水揚げにつきましては、国が生業ということで漁業として報告をいただくということになりますし、それが一時的なものであっても報告をしてくださいと協力を求めることになります。

議長

よろしく申し上げます。

鎌賀委員

遊漁者まで報告を求めることが検討されていますが、今日の議題になっているマアジとマイワシについては、TACの制限でも若干量ということになっている。裏を返せば、熊本県の漁獲量は、少々の増減があっても資源に影響がないということで若干量ということになっていると思う。クロマグロのように数量が少なく、資源への影響が大きいという魚種であれば、遊漁者まで報告を求めるということも必要かもしれませんけれども、マアジ、マイワシの場合は、問題は、よその県で大規模な漁業で漁獲している、漁獲量が資源に影響を与えているということで、熊本県の場合は、ある程度まとまった量を取ったとしてもそれほど多くない。釣り漁業者等に対して、果たしてそこまで報告を求める必要があるのかどうかというようなレベルだと思う。その点では、遊漁者まで報告を求める必要があるのかなと。資源量が非常に減少してきて、漁獲規制をするような状況になれば、報告が必要かもしれませんが、現時点でここまで必要かなという気がします。

議長

事務局、何か。

水産振興課

遊漁者にまで報告を求める必要があるのかということであろうかと思えます。御指摘のとおりで、私どもと致しましても、現状を踏まえた上で、そこまで必要かどうかを検討したところですが、水産改革の流れの中で、進めていく必要があるということで、全国一律報告を求めることが必要であるという整理でございます。私どもとしましても漁獲努力量による対応につきましても、そういった報告があるからこそ、整理ができる部分があるのかなと思えますので、御協力いただきたいと思えます。私どもと致しましても、大きな変更でもございますので、今後周知を図って参りたいと思えますので御協力をお願いします。

議長

忙しいでしょうけども、そういう風にやっていかないと仕方ない。はい、水産振興課から、第5号議案について説明がありました。

委員の皆様から他に御意見、御質問はございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

よろしいですか。

議長

はい。

それでは特に無いようですので、第5号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第5号議案については、「特に意見なし」と答申します。
続きまして、議題の第6号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」「まいわし」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。宜しくお願い致します。

特定水産資源「まあじ、まいわし」について、諮問させていただきます。

資料の25ページをお開きください。

先程、第5号議案でお諮りいただきましたことと一部重複しますが、要点のみ改めてご説明いたします。

漁業法改正に伴い、いわゆるTAC魚種の取扱いが順次変わっていきます。

この「まあじ・まいわし」がその第1陣になります。

来年1月1日から12月31日までが管理期間です。

いずれの魚種につきましても、期間中の漁獲可能量は、これまでの「若干」から「現行水準」に変わります。

漁獲可能量としての取扱いについて、採捕の停止の適用はありませんが、先程の御説明のとおり、漁獲報告の義務が、まき網等以外の全漁業種類に拡大することが大きな変更点となります。

本議題に関しては以上になりますが、今後のTAC魚種の諮問予定を捕捉でご説明いたします。

4月から新しい管理期間に入る「くろまぐろ」を3月までの間に、また、7月から改まる「まさば・ごまさば」については6月までに、今回と同様の形で諮らせていただく予定です。

私の方からのご説明は、以上になります。
御審議のほど宜しくお願い致します。

議長 　　ただ今、水産振興課から、第6号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

脇島委員 　すみません、議長。

議長 　　はいどうぞ。

脇島委員 　　漁獲量ということで、ほとんど掛け目の状態ということであり
ますが、マアジなどは、サビキ釣などでいうと、膨大な量を釣っている。
だから1つの資源を漁業者が釣るまでに、防波堤等で遊漁者が釣って
しまっている。そこを今後色々考えてもらわないと。楽しみで釣って
いるので、釣るなどとは言わないが、そこも考慮していただきたい。

議長 　　先程、私が行ったことと同じだな。脇島委員。

脇島委員 　　はい。

議長 　　事務局から何かありますか。

水産振興課 　　マアジ、マイワシにつきましては、現行水準で強い縛りをかけなく
ても資源は維持できていますが、例えば、資源が非常に少なくなっ
てきた場合は、資源管理に取組まなければならなくなると思います。
クロマグロでは、小型魚と大型魚に分けて管理しています。将来的
にそういったことも検討する必要があるかと思っています。

議長 　　他にございませんか。

委員一同 　　異議なし。

議長 　　よろしいですか。

委員一同 　　はい。

議長 　　それでは特に無いようですので、第6号議案については、「特に意
見なし。」と答申してよろしいですか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第6号議案については、「特に意見なし」と答申します。
続きまして、議題の第7号議案「アサリの採捕制限に関する委員会指示の廃止について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

現在のアサリの採捕制限に関する委員会指示について御説明いたします。

資料27ページをご覧ください。

令和2年（2020年）1月8日付けで、熊本県漁業協同組合連合会 藤森会長から、当委員会に対しまして、アサリの採捕制限（殻幅制限）に関する委員会指示について要望書が提出されました。

要望の内容は、天草不知火海域の漁業者にとって、アサリ漁業は重要であり、アサリ資源の繁殖保護を継続的に努めていますが、アサリ資源の減少に歯止めがかからないことから、県民を含めた資源保護の実践徹底を図るため、当員会による指示の継続を要望されたものです。

この要望を受け、令和2年（2020年）2月14日に開催されました第364回の委員会におきまして、それまでと同様の内容の委員会指示を発出することについて承認されました。

資料28ページをご覧ください。県公報に登載された、委員会指示第181号をお示ししております。

なお、この委員会指示の有効期間は、令和2年（2020年）3月1日から令和4年（2022年）2月28日までとなっております。

資料29ページをご覧ください。

アサリの委員会指示に関するこれまでの経緯と委員会指示を廃止する理由について御説明いたします。

天草不知火海区と同様に、熊本県有明海区漁業調整委員会からも、殻幅12ミリメートル未満のアサリの採捕を禁止した委員会指示第43号が発出されており、本県全海域において殻幅12ミリメートルのアサリの採捕が、委員会指示により、禁止されております。

この度の漁業法改正に伴いまして、本県漁業調整規則で規定されていたアサリの採捕制限につきましても、殻長2センチメートル以下の採捕を禁止する規定から、委員会指示と同じく殻幅1.2センチメートル未満の採捕を禁止する内容に改正することができました。

従いまして、現在発出している本委員会指示を廃止するための指示

を発出する必要がありますので、第7号議案として提出させていただきます。

御審議よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第7号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員一同

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第7号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

水産振興課

それでは、資料30ページをご覧ください。

委員会指示（案）を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号

熊本県漁業調整規則の改正に伴い、令和2年（2020年）2月28日付け天草不知火海区漁業調整委員会指示第181号を令和2年（2020年） 月 日付けをもって廃止する。

令和2年（2020年） 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

空欄になっています日付けは、いずれも県公報掲載日になります。

事務局からの説明は以上です。

御審議の程よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。

委員一同

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第7号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第7号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、議題の第8号議案「全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止について」水産振興課から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

事務局からご説明させていただきます。

資料は32ページになります。

令和2年（2020年）11月24日付け熊本県漁業協同組合連合会 藤森隆美代表理事会長から、マダイ資源保護に関する委員会指示について要望をいただいております。

要望の内容としましては、当県漁業者は、減少傾向にあるマダイの資源保護を目的に全長15センチメートル以下のマダイ稚魚を再放流するなど、資源管理型漁業に積極的に取り組んでいますが、更なるマダイ資源保護を図るためには、県民による一層の理解と協力が不可欠であり、遊漁者を含めた資源保護の実践徹底が必要です。

このため、現在出されている天草不知火海区漁業調整委員会指示第175号の継続をお願いする、というものでございます。

資料33ページに県公報に登載されました委員会指示第175号を添付しております。

マダイの資源状況につきましては、水産庁が実施する資源評価におきまして、資源水準は中位、資源の動向は増加と評価されています。

この資源評価の結果につきましては、漁業者の方々の地道な資源保護や資源管理の効果が現れ始めたものと思われまます。

しかし、本県漁業者の感覚としては、地元のマダイ資源が、満足のいくほど増加しているという実感は持たれていないのが現状だと聞いております。

事務局としましては、このような状況から、引き続き、委員会指

示を継続する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。ただ今、事務局から、第8号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員一同

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第8号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

それでは、委員会指示案を説明させていただきます。

資料34ページに委員会指示の案を付けております。

委員会指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年（ 年） 月 日（公報登載日）

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和3年（2021年）2月1日から令和5年（2023年）1月31日までとする。

事務局からの説明は以上です。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長 　　よろしいですか。

委員一同 　　はい。

議長 　　それでは、他に無いようですので、第8号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員一同 　　はい。

議長 　　ありがとうございます。
それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局 　　それでは、委員会指示案を説明させていただきます。
資料34ページに委員会指示の案を付けております。
委員会指示の案を読み上げさせていただきます。
天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号
マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。
令和 年（ 年） 月 日（公報登載日）
天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男
1 指示の内容
　　宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。
2 指示の有効期間
　　令和3年（2021年）2月1日から令和5年（2023年）1月31日までとする。
　　事務局からの説明は以上です。
　　御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長 　　よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第8号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第8号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、議題の第9号議案「しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

事務局です。座って説明させていただきます。

資料は、36ページをご覧ください。

天草漁業協同組合 江口幸男代表理事組合長から、しいらづけ周辺での釣り漁業の禁止について、現在の委員会指示を継続して欲しい旨の要望が上げられております。

まず、しいらづけしいら1そうまき網漁業についてどのような漁法であるのか説明いたします。

資料37ページをご覧ください。

最初にづけと呼ばれる竹製の筏を漁場に設置します。

づけは太い孟宗竹をタテ・ヨコ3本ずつ組んだもので、石を詰めた袋をアンカーに用います。づけは1許可あたり85個まで設置できますが、実際は80個程度設置されるようです。

資料37ページの右上の操業状況図をご覧ください。

シイラは、流れ藻や流木のような漂流物の影に隠れようとする習性があります。このため、づけの近くにシイラの魚群がいます。魚群を確認しますと、たこぼろと呼ばれるルアーのようなものを数個連結した仕掛けを張り竿に取り付け、海面を引っ張りシイラの魚群をづけから離れた場所に誘導します。その後、誘導された魚群をまき網で巻き取り漁獲します。

以上が漁具及び漁法の説明です。

次に、委員会指示の必要性について説明いたします。

しいらづけ漁業につきましては、以前その「つけ」の周辺でカンパチ稚魚採捕を目的とした他県の漁船による釣り漁業の操業が問題となりまして、昭和62年から委員会指示が出ております。

委員会指示の発出後は、づけに寄りついたシイラを逸散させられる

ことはなくなったようですが、当該海域では依然としてカンパチ稚魚狙いの釣り漁船が操業しており、加えてルアー釣りでシイラを狙う遊漁の方が増えておりまして、漁業の現場からは引き続き委員会指示の発出が必要との声が上がっております。

資料38ページをご覧ください。

平成31年（2019年）1月25日に発出しました委員会指示176号を添付しております。現在は、委員会指示の有効期間中ですが、来年の1月31日で期限が切れます。

このため、漁業の現場での操業トラブル防止の観点からも、現在の委員会指示と同様の内容で、引き続き指示を行うのが妥当であると考えます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願います。

議長

どうもありがとうございます。

ただ今、水産振興課から、第9号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員一同

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第9号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

水産振興課

それでは、委員会指示の案について御説明させていただきます。

資料39ページをご覧ください。

指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号

しいらづけしいら1 そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年（2020年） 月 日（公報登載日）

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

6月1日から10月31日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。

2 指示の有効期間

令和3年(2021年)2月1日から令和5年(2023年)1月31日までとする。

以上が委員会指示の案でございます。

事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしく願いたします。

議長

ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

友村委員

はい、議長。

議長

はいどうぞ。

友村委員

以前、10月31日まででしたが、11月15日まで伸ばした経緯がありますが、今後はそのままいいのかな。

議長

事務局。

事務局

指示ですか。

議長

それは指示とは違います。

議長

これでよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第9号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第9号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を發出します。

次に、議事2の「報告」の1、「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程について」事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

意見の聴取に関する手続規程の制定について御説明いたします。

資料4 1ページをご覧ください。

漁業法の改正に伴い、新たに制定した「意見の聴取に関する手続規程」を示しております。

意見の聴取に関する手続規程につきましては、これまでも制定されておりましたが、漁業法の改正に伴い、条項のズレ等が発生したことから、新たに「意見の聴取に関する手続規程」を制定し、これまでの「意見の聴取に関する手続規程」を廃止しましたので、御報告するものです。

意見の聴取に関する手続規程とは、委員会が、漁業調整等に関する処分を受ける当事者から意見を聴取する必要がある場合、その手続について定めた規程です。

資料4 4ページをご覧ください。

これまでの「意見の聴取に関する手続規程」と、新たに制定した「意見の聴取に関する手続規程」の新旧対照表をお示ししております。

新旧対照表の「新」の第1条（趣旨）をご覧ください。

意見の聴取が必要となる場合としましては、

例えば、漁業法第86条 漁業権に条件を付ける場合

漁業法第89条 休業による漁業権の取消し

漁業法第92条 適格性の喪失等による漁業権の取消し等

漁業法第93条 公益上の必要による漁業権の取消し等

漁業法第116条 沿岸漁場管理団体の指定の取消し

漁業法第177条 国が行う処分による補償

等がありますが、これらの処分を行わなければならなくなった場合に、意見を聴取する手続きを定めた規程となります。

次に、大きく変わった部分について御説明いたします。

資料4 6ページ及び4 7ページをご覧ください。

第8条（文書等の閲覧の手続）につきましては、今回削除されましたが、その理由は、これまで意見の聴取に関する文書の閲覧を請求する場合は、海区漁業調整委員会に請求することとなっておりましたが、漁業法の改正に伴い、閲覧の請求は、知事にすることと改正されまし

たので、この条項は削除されました。

また、資料50ページをご覧ください。

第14条（令の準用）及び第15条（準用）につきましても削除されました。

旧漁業法の第10条につきましては、漁業権の免許を受けることに関する条項ですが、そもそも漁業権の免許を受けることは、不利益処分には該当しませんので、この条項は削除されております。

事務局からの御説明は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員一同

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の1についての質疑は終了いたします。

次に、議事2の「報告」の2、「九州ブロック会議に係る書面決議について」事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

九州ブロック会議に係る書面決議について御説明いたします。

資料52ページをご覧ください。

令和3年度要望事項につきましては、令和2年（2020年）10月5日に開催しました第369回の本委員会におきまして、本県からの要望としまして、（2）、（7）、（17）、（23）の4項目について要望することと、九州各県からの要望に対する本県の回答についてもご了解をいただきました。

また、本県要望に対する、九州各県の回答としましては、4項目全てについて、本県要望に賛同するという内容でした。

九州各県の要望とそれに対する各県の回答を、資料54ページから資料101ページまでに示しております。

本来であれば、九州ブロックの各県の回答を協議するため、全国漁業調整委員会連合会九州ブロック会議が開催され、その場で審議された後、承認される予定でした。

しかし、今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に、九州ブロック会議の開催は中止され、要望等の議題につきましては、書面

表決により行うこととされました。

書面表決の内容につきまして御報告いたします。

資料104ページをご覧ください。本県の表決書を示しています。

今年度、九州ブロックで審議すべき議題は、3議題有りました。

まず、第1号議案につきましては、各県から提案された令和3年度の要望事項についてです。これにつきましては、各県からの要望に対して、各県がほぼ賛同する旨の回答をしていることから、承認しております。

次に、第2号議案につきましては、全国漁業調整委員会連合会九州ブロックの役員改選についての議案です。

資料102ページをご覧ください。

今年度は、全国漁業調整委員会連合会九州ブロックの役員改選の年となっております。例年、次期役員につきましては、役員をしていない県が協議し、案を作成することとなっておりますので、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県が協議し、役員改選案を作成しております。

次期役員県の案につきましては、副会長担当県が熊本県、理事担当県が福岡県と鹿児島県、監事担当県が大分県となっております。任期は、いずれも第17期の前期となっており、令和3年の総会開催月から令和5年の総会開催月までの2年間となっております。

次に、資料103ページをご覧ください。第3号議案につきましては、次回の九州ブロック会議の開催県についての案をお示しております。

開催県の順番につきましては、あらかじめ資料のとおり決められておりますので、次回開催県は順番からすると沖縄県となります。

資料104ページにお戻りください。

ただいま御説明した内容について、熊本県連合海区漁業調整委員会の橋本会長と協議し、3つの議題全てについて承認することの了解を得ましたので、全国海区漁業調整委員会連合会に本県の表決書として提出する予定です。

次に、資料105ページをご覧ください。

今年度の九州ブロック会議の取り纏めの担当県は、本県ですので、九州各県から提出された表決書を取り纏め、全国漁業調整委員会連合会と九州各県に対し、案のとおり書面表決の結果を報告する予定です。

事務局からの御説明は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長	よろしいですか。
委員一同	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の2についての質疑は終了いたします。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
委員一同	はい。
議長	事務局から、何かありませんか。
事務局	ありません。
議長	それでは、これで第371回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。